

内閣参質二〇六第五号

令和三年十一月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出美少女コンテンツと内閣府男女共同参画局発行「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出美少女コンテンツと内閣府男女共同参画局発行「男女共同参画の視点からの

公的広報の手引」に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」（平成十五年三月内閣府男女共同参画局作成。以下「本件手引」という。）は、基本的に、国の行政機関における広報担当者が広報業務を実施する際に、より効果的な広報とするために留意すべきことを記載したものであり、お尋ねのように特定の表現の「違法性や有害性を判断する尺度」を示すものとして作成したものではなく、お尋ねの「萌えコンテンツ」のような特定の表現を一律に禁止する趣旨のものでもない。また、本件手引は、地方公共団体にも参考配布したが、当該参考配布は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言又は勧告として行ったものではない。

四について

私的な団体がお尋ねのように「本件手引を参照して批判を行うこと」について、政府としてお答えする立場にない。

六について

お尋ねの環境省による「COOL CHOICE」MOE萌えキャラクターコンセプト&キャラデザ
イン公募コンテスト」においては、本件手引に記載されているとおり、「多様な受け手を意識し、共感が
得られるような表現を心がけることや、「訴求内容と訴求対象に合った、より効果的な表現方法を工
夫」すること等に留意しつつ、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL C
HOICE」に対する認知度の向上を図るため、キャラクターのコンセプト設定等について公募を行い、
一般からの投票を経てキャラクターを決定したところであり、同コンテストにおいて決定された「君野イ
マ」及び「君野ミライ」は、本件手引に照らして、問題があるとは考えていない。